

## 岩手県放射線内部被ばく健康影響調査有識者会議設置要綱

### (設置)

第1 福島第一原子力発電所事故に伴い本県が実施する放射線健康影響調査結果に基づき、本県における放射線の内部被ばくによる健康影響に関する評価を行うことを目的として、岩手県放射線内部被ばく健康影響調査有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 放射線健康影響調査（尿中放射性物質サンプリング調査）結果に基づく本県における放射線の内部被ばくによる健康影響評価に関すること。
- (2) その他放射線による健康影響調査に関すること。

### (組織)

第3 会議は、知事が指名する有識者により構成する。

- 2 会議に座長を置き、委員の互選により選出する
- 3 座長は、会議の会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 会議に座長代行を置き、座長がこれを指名する。
- 5 座長代行は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (任期)

第4 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における後任委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (運営)

第5 会議は知事が招集する。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

### (事務局)

第6 会議の庶務を処理するため、岩手県保健福祉部医療推進課に会議の事務局を置く。

### (その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成24年1月13日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成24年10月30日から施行する。